

平成27年度

地域情報化アドバイザー派遣事業 実施要綱

平成27年6月18日

総務省 情報流通行政局

地域通信振興課

平成27年6月18日

地域情報化アドバイザー派遣事業 実施要綱

(本要綱の趣旨)

第1条 本要綱は、総務省が実施する地域情報化アドバイザー派遣事業（以下、「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

(事業目的)

第2条 本事業は、情報通信技術（以下、「ICT」という。）を活用した取組みを検討する地方公共団体、地方公共団体と共同で事業の運営等を行う地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に基づく認証を受けた特定非営利活動法人（以下、「地方公共団体等」という。）に対して、ICTの知見、ノウハウ等を有する専門家として第7条第1項の委嘱を受けた者（地域情報化アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。））を派遣し、地域におけるICT利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うことにより、地域におけるICT利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域においてICTを活用した取組みの中核を担える人材を育成することを目的とする。

(事業内容)

- 第3条 本事業は、地方公共団体等のICTを活用した取組みに対し、アドバイザーを派遣し、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等を行うものである。
- 2 本事業におけるアドバイザーの派遣は、地方公共団体等からの申請を受けて総務省が適当であると判断したときに、総務省と当該地方公共団体等（以下、「申請団体」という。）との合意により実施する。
 - 3 総務省は、本事業の実施期間中及び終了後に、必要に応じ、申請団体及びアドバイザーに対し、実施状況に関するヒアリング又は意見交換を実施することができる。

(変更等の承認)

- 第4条 申請団体は、申請後にその内容を変更するときは、あらかじめ総務省に通知し、申請内容の変更に関し協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (1) 派遣目的に変更をもたらすものでなく、かつ、変更を認めることにより、より能率的に派遣目的を達成できると考えられる場合
 - (2) 派遣目的及び本事業の推進に影響の少ない軽微な変更である場合

- 2 総務省は、前項の協議を行う場合において、必要に応じ派遣申請の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 申請団体は、やむを得ない理由により派遣事業を休止又は廃止しようとするときは、総務省に通知しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第5条 総務省は、申請団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第3条第2項の申請の内容（第4条第1項の協議の結果変更が生じた場合は、その変更後の内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 申請団体が、本要綱又はこれに基づく総務省の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 派遣の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 申請団体が、派遣事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

- 2 総務省は、前項の規定により派遣内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合は、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請団体及びアドバイザーは、個々の派遣が終了したとき、それぞれ総務省に実績報告書を提出しなければならない。

(アドバイザーの選任及び委嘱)

第7条 アドバイザーの選任については、総務省が、社会的信望があり、地域情報化に関し、熱意と総務省が重要と考える政策課題に係る一定の知識または経験を有する者の中から決定し、委嘱を行う。

- 2 総務省は、選任されたアドバイザーに対し委嘱状を交付する。
- 3 総務省は、第一項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 4 本事業におけるアドバイザーの委嘱期間は、1年を超えない範囲において総務省が定める。ただし、再委嘱を妨げない。

(アドバイザーの業務)

第8条 アドバイザーは、総務省の委嘱に基づき、派遣先の地方公共団体等に対してICT利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うものとする。

(謝金及び旅費)

第9条 総務省は、予算の範囲内において、派遣事業に係る謝金及び旅費をアドバイザーに支払う。

(守秘義務)

第10条 アドバイザーは、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、派遣受入団体の許可なく、派遣先における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

(委嘱の取消し)

第11条 総務省は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第7条第1項の選任の決定を取り消すことができる。

- (1) アドバイザーが、業務上知り得た秘密を漏らした場合
- (2) アドバイザーが、業務の遂行を怠った場合
- (3) アドバイザーが、業務中に国の派遣者としてふさわしくない行為を行った場合
- (4) アドバイザーが、その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合
- (5) アドバイザーが、心身の故障のため業務に支障をきたす場合
- (6) アドバイザーが、第7条第1項に定める選任決定の要件を満たさなくなった場合
その他総務省が委嘱を取り消す必要があると認める場合

2 総務省は、前項の規定によりアドバイザーの委嘱を取り消した場合、当該アドバイザーに通知し、派遣中の場合は派遣受入団体にもその旨を通知するものとする。

3 総務省は、前項の規定によりアドバイザーの委嘱を取り消した場合、代わりに派遣するアドバイザーを選任できる。

(幹事会)

第12条 総務省は、アドバイザーによる迅速かつ自律的な検討等を通じて、アドバイザー派遣の効果的な実施に資するため、アドバイザーから選任した構成員により次の各号に掲げる活動を行う幹事会を設置することができる。

- (1) アドバイザーのあり方の検討
- (2) アドバイザーの活動事例に基づく情報・ノウハウ等の効果的な共有方策等の検討
- (3) その他、アドバイザー派遣制度やその運用方針に関する検討、提案等

(その他必要な事項)

第13条 アドバイザーに関する庶務は、情報流通行政局地域通信振興課及び同課で指定した委託先等で処理する。

2 本事業の実施に関するその他の必要な事項は、別に定める。